

# 公立病院改革と地域医療構想の関係について

**公立病院改革の進め方（国の考え方※）**  
**《地域医療の確保と公立病院改革の推進に関する調査研究会報告書骨子（案）（抜粋）》**

**3（1）地域医療構想を踏まえた役割の明確化**

- 平成 28 年度末までに、全ての都道府県において地域医療構想が策定
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（H29.6.9 閣議決定）において、「地域医療構想調整会議」での**具体的議論、2 年間程度で集中的な検討の促進**が盛り込まれたこと
- 現在は、地域医療構想調整会議において都道府県の医療政策担当部局、他の医療機関、地元医師会等の医療関係者等の間で協議が進められていること
- 調整会議の進捗によって、新プラン※に規定した当該公立病院の役割や病床機能、病床規模等の見直しが必要となること

※ 新公立病院改革プラン：「萩市民病院事業新改革プラン」を指す。

- 構想区域における医療関係者等や地域住民の理解を得つつ、地域医療構想実現に向けた取組と整合的に改革を進めていく必要 等を記述。

**2（4）地域医療構想を踏まえた機能分化、再編・ネットワーク化の必要性**

- 新ガイドラインにおける公立病院の機能と現状において公立病院が担っている機能（の明確化）
- 地域医療構想を踏まえ、医療圏単位で捉えた今後の公立病院の機能や担うべき役割、医療需要に基づく規模の適正化、他の医療機関との機能分担、再編・ネットワーク化の必要性
- 地域の実情に応じて、より柔軟な対応を可能とする経営形態の検討（全適化、地独法化等）の必要性 等を記述。

**3（2）③ 住民、首長、議会等に対する経営の理解促進**

- 公立病院と地方公共団体の長、議会との間における地域医療の在り方や持続可能な病院経営についての認識の共有、医師確保対策や健康・予防施策なども含めた効果的な連携の必要性

**公立病院の期待される主な機能**

- ① 山間へき地・離島など民間医療機関の立地が困難な過疎地等における一般医療の提供
- ② 救急、小児・周産期、災害、精神など不採算・特殊部門に関わる医療の提供
- ③ がんセンター、循環器病センター等地域の民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供
- ④ 研修の実施等を含む広域的な医師派遣の拠点としての機能

**「県地域医療構想」及び「萩市民病院事業新改革プラン」の関連する記述**  
**《県地域医療構想（抜粋）》**

**8 萩医療圏（4）地域の医療提供体制の将来のあるべき姿**

**高度急性期・急性期機能**

- 離島や山間部に集落が多く点在するため、他圏域の医療機関も含め、機能と役割を明確化した上で、可能な限り圏域内で診療できる体制の整備が必要です。
- 特に、高度急性期医療の一部及び急性期医療並びに二次救急医療については、圏域内で完結できるように、急性期病院の機能再編・統合等による医療機関の整備、機能強化及び効率化の推進が必要です。
- 脳血管疾患や循環器疾患への対応の充実強化が必要です。
- 産科と小児科の一体的提供体制の整備が必要です。

**回復期機能**

- 圏域において不足している回復期機能を確保するため、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等の専門職の確保及び回復期リハビリテーション病棟や地域包括ケア病棟等の整備が必要です。

**慢性期機能・在宅医療等**

- 医療機関や薬局、訪問看護ステーション、介護施設、行政等が連携し、地域包括ケアシステムの構築が必要です。

**《萩市民病院事業新改革プラン—平成 29 年 3 月 31 日策定—（抜粋）》**

**Ⅲ 3 萩市民病院が果たすべき役割（今後）**

萩市民病院が今後果たすべき役割は**Ⅲ-1 萩市民病院が果たすべき役割（現状）**に記載されている内容に加え、今後、地域医療構想の内容も考慮し以下の事項について具体的な検討を行っていく必要がある。

- (1) 高度急性期医療の一部及び急性期医療並びに二次救急医療について、圏域内で完結できるように急性期病院の機能再編・統合等による医療機関の整備
- (2) 産科と小児科の連携体制の強化
- (3) 地域包括ケアシステムへの取組
- (4) 研修や教育の充実による医師をはじめとした医療従事者の養成及び確保

〔萩市は、新公立病院改革ガイドラインを踏まえて策定した本「新改革プラン」を市民に公表するとともに、その実施状況を年 1 回、萩市民病院経営改善プロジェクトで点検・評価するとともに、その評価結果を基に経営改革を推進する。〕

**Ⅲ-1 萩市民病院が果たすべき役割（現状）**

当院は、平成 25 年度から平成 29 年度までを計画期間とする「第 6 次山口県保健医療計画」の 5 疾病において、「急性心筋梗塞」の急性期の救急医療の機能、「がん（乳がん・子宮がんを除く）」の標準的な診療機能、「糖尿病」は慢性合併症の治療として腎不全の治療を行う機能を有する医療機関として位置付けられている。

また、5 事業における「救急医療」は、病院群輪番制病院として入院を要する救急医療を担う医療機関（二次救急医療）として、「へき地医療」はへき地医療拠点病院としてへき地の診療を支援し、「小児医療」は地域に必要な小児医療を提供し、必要に応じて一定の機能を連携強化病院に移転する連携病院として位置付けられている。

**萩市の認識**（平成 29 年 6 月 萩市議会答弁より）

圏域内の病院はいずれも小・中規模であり専門的な疾病や事業が不足または分散している状況にあり、人材確保、医療機器整備、専門技術研鑽等の効率的推進が困難とされており、**中核となる病院の整備**について検討する必要があります。**地域医療構想調整会議の果たす役割に期待するとともに、萩市としても積極的に関与してまいります。**

※ 「地域医療の確保と公立病院改革の推進に関する調査研究会報告書骨子（案）」：総務省主催の会議資料（H29年8月2日（水）第6回会議）